

豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等指定管理候補者審査基準

審査内容		審査の項目	配点	
1	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	① 施設の設置目的を十分理解し、施設の効用を最大限に発揮できるか。サービスを向上させる内容となっているか。	10	25
		② 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解する	5	
		③ 施設の管理運営にふさわしい団体の理念、経営方針を持っているか。また、公平・公正性が確保され、特定の団体等を優遇する可能性はないか。	10	
2	公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図れるものであること	① 高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。またそれに対応した計画であるか。	10	30
		② 使用者、利用者の意見、要望を取り入れる対応は適切か。また現実的か。	5	
		③ 事業内容が非営利の内容となっており、かつ高齢者の福祉及び地域福祉に寄与しているか。	10	
		④ 経費の縮減は図られているか、内容は適切か、また縮減の見込みはあるか。	5	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	① 申請者の経営状況に問題はないか	10	30
		② 安定して業務を遂行できる職員体制となっているか。また職員の確保や安心・安全な管理運営を行うことができるか。	5	
		③ 情報公開、個人情報保護についての適正な方策を検討しているか。（する予定があるか）	5	
		④ 地域福祉に精通しており、高齢者等を問わず福祉事業運営に携わるような事業実績があるか。（事業計画があるか。）	10	
4	施設の設置目的を効果的に達成することができるものであること	① 高齢者等に配慮した対応が行われているか	10	15
		② 老人クラブや各種サロン等、既存団体と連携した展開がとれるような事業計画が見込める内容かどうか。	5	
合 計			100	